

事業所歯科健康診査実施要領

(一社)宮城県歯科医師会

事業所歯科健康診査（以下「健診」という。）は、県内の事業所に勤務する従業員の心身両面にわたる健康保持増進に寄与することを目的として実施いたします。

1 健診の内容と実施主体

■内 容

う蝕、歯周疾患その他について診査します。

■実施主体

健診は宮城県歯科医師会（以下「本会」という）が主体となり、事業所所在地の地区歯科医師会の協力を得て実施します。

2 健診会場・日程等について

■健診会場、日程等については、本会と協議の上決定します。

■事業所内の会議室等を利用する場合は、健診ができるよう健診用長机や椅子等をご準備して下さい。

■健診器具や健診票は、本会で準備いたします。

3 健診後の結果報告

健診終了後、健診票2部（受診者用・事業所用）を提出しますので、従業員の健康管理に役立てて下さい。（歯科特殊健診は健診票1部）

4 健診料

健診料は、1人当たり4,000円(消費税別)となっております。健診終了後、本会より「歯科健診料請求書」を送付します。

歯科特殊健診における口腔内写真撮影料はオプションとして1名あたり1,000円（消費税別）（ただし、診断区分が要観察又は要医療を除く）とする。

5 アシスタント帯同費

事業所に出向して健診する場合は、アシスタント帯同費として半日5,000円(消費税別)となります。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。